

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号

及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 3 月 1 日

ペイクラウドホールディングス株式会社

(旧商号：アララ株式会社)

株式会社クラウドポイント

2024年3月1日

株式交換に係る事後開示書類

東京都港区南青山二丁目24番15号
ペイクラウドホールディングス株式会社
代表取締役社長 尾上 徹

東京都渋谷区渋谷2丁目16番1号
株式会社クラウドポイント
代表取締役社長 三浦 巖 嗣

ペイクラウドホールディングス株式会社（2024年3月1日付で「アララ株式会社」から商号変更。以下「ペイクラウドホールディングス社」といいます。）及び株式会社クラウドポイント（以下「クラウドポイント社」といいます。）は、2023年10月13日付で株式交換契約を締結し、ペイクラウドホールディングス社を株式交換完全親会社、クラウドポイント社を株式交換完全子会社、効力発生日を2024年3月1日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2024年3月1日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2に従って、請求を行った株主はいませんでした。
 - (2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
クラウドポイント社は、会社法第785条第3項及び第4項の規定により、2024年2月5日付けで、クラウドポイント社の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるペイクラウドホールディングス社の商号及び住所を公告いたしました。所定の期間内に、同条第1項による株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 796 条の 2 の規定に従って、ペイクラウドホールディングス社に対して請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
ペイクラウドホールディングス社は、会社法第 797 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定により、2024 年 2 月 9 日付で、ペイクラウドホールディングス社の株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全子会社であるクラウドポイント社の商号及び住所並びに買取口座を公告いたしました。が、所定の期間内に、会社法第 797 条第 1 項による株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりペイクラウドホールディングス社に移転したクラウドポイント社の株式の数は 1,082,359 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 株主総会の承認

ペイクラウドホールディングス社は、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2023 年 11 月 28 日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

クラウドポイント社は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2023 年 11 月 15 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) 株式交換対価の交付

ペイクラウドホールディングス社は、本株式交換に際して、本株式交換によりペイクラウドホールディングス社がクラウドポイント社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるクラウドポイント社の株主に対し、クラウドポイント社の普通株式に代わり、その保有するクラウドポイント社の普通株式の数の合計数に 3.47 を乗じて得た数のペイクラウドホールディングス社の普通株式を割当交付いたしました。なお、ペイクラウドホールディングス社が割当交付したペイクラウドホールディングス社の普通株式の合計は 3,755,785 株です。

(3) ペイクラウドホールディングス社の資本金、資本準備金及び利益準備金

本株式交換により増加するペイクラウドホールディングス社の資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりです。

- ① 資本金 0 円
- ② 資本準備金
会社計算規則第 39 条に従い、ペイクラウドホールディングス社が別途定める額
- ③ 利益準備金 0 円

以上